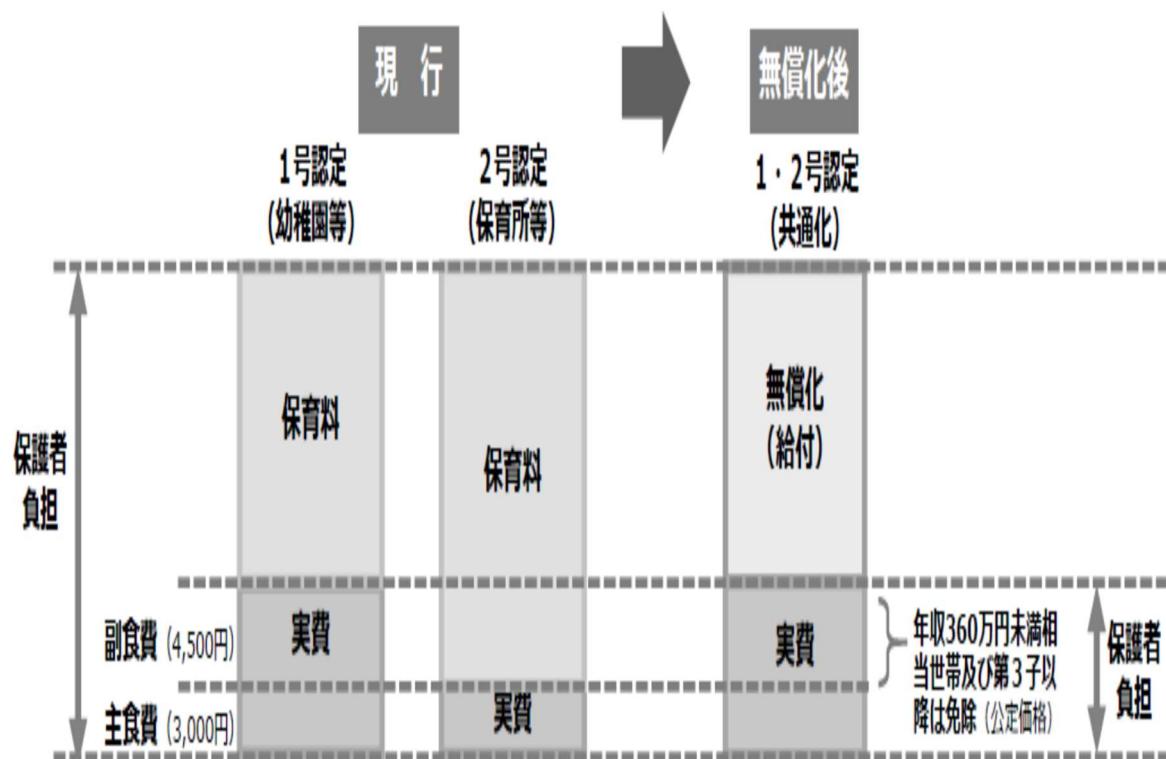


幼児教育・保育の無償化の実施に伴う給食費の取扱いについて

(1) 基本的な考え方



○副食費については、年収360万円未満相当世帯の子ども及び所得階層にかかる負担は、国基準の第3子以降の子どもは無償とし、それ以外の子どもについては施設が実費徴収を行う。

○国提示額 主食費3,000円 副食費4,500円

(2) 木津川市の取扱い

保育料無償化制度の施行により保護者負担が増えるような逆転現象が発生しない運用を行う。